

評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第21条第1項及び同条第2項に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

2 役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

(費用の弁償)

第4条 本会は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償は実費とし、請求に基づき支給する。
- 3 理事長は、前項の請求があった場合、請求額の根拠となる領収書等の資料の提

出を求めることができる。

4 費用の弁償の請求があったときは、理事長は内容を審査し、適正と認めた場合は遅滞なく現金で支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月22日より施行する。

別表 1

評議員の報酬等

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
評議員	10,000 円	30,000 円	240,000 円

備考 評議員会等一回あたりとする。ただし、同日に開催する評議員会等については一回とみなすものとする。

別表 2

役員報酬等

役職	報酬日額（一人当たり）	年度総額（一人当たり）	年間総額（合計）
理事	7,000 円	84,000 円	588,000 円
監事	7,000 円	84,000 円	168,000 円

備考 理事会等一回あたりとする。ただし、同日に開催する理事会等については一回とみなすものとする。